

# 農中総研 調査と情報

## 2011.7 (第25号)

### ■ 視 点 ■

農漁業者の経営再建を可能とする金融支援策を ..... 鈴木利徳 ..... 2

### ■ レポート ■

#### ● 農林水産業 ●

中国の畜産業の動向と飼料需要の見通し ..... 清水徹朗 ..... 4

認定農業者の動向と課題 ..... 藤野信之 ..... 6

東日本大震災による水利施設の被害状況と課題 ..... 小針美和 ..... 8

宮城県の「水産業復興特区」構想に思う ..... 出村雅晴 ..... 10

#### ● 農漁協・森組 ●

水産物の地域ブランド化と地域団体商標 ..... 鴻巣 正 ..... 12

#### ● 経済・金融 ●

東日本大震災と日本経済 ..... 南 武志 ..... 14

本質的な解決には遠い欧州財政問題  
—債務返済能力を棚上げにしたギリシャ追加支援— ..... 山口勝義 ..... 16

### ■ 寄 稿 ■

東北地方太平洋沖地震を経験して  
..... 農林中央金庫 仙台支店長 竹田正雄 ..... 18

### ■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー ..... 20

### ■ あぜみち ■

都市農業の役割 ..... 農夫 井上秀一 ..... 22

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 農漁業者の経営再建を可能とする金融支援策を

常務取締役 鈴木利徳

## 1 はじめに

東日本大震災以後、被災地の復旧・復興に向けた必死の取り組みが各方面でなされているが、ここでは農漁業者の経営再建に向けて金融面でどのような対策・対応がとられているか、その現状と課題を整理してみたい。

## 2 実施されている金融支援策

### (1) 被災農漁業者の既往借入金の負担軽減と

#### つなぎ資金対応

まず、震災後いち早く金融庁は金融機関に対し、預金通帳や印鑑を紛失した場合であっても、預金者本人であることを確認して払戻しに応じること、被災者の借入金の返済猶予等やつなぎ資金等の借入申込みについてできる限り対応することなどの要請を行った。

このような情勢のなかで4月12日に農林中央金庫は「東日本大震災にかかるJAバンクとJFマリンバンクの利子補給等の実施について」をプレスリリースし、被災農漁業者の既往借入金の期限延長とともに、緊急つなぎ資金の金利負担を軽減(無利子化)する旨公表した。4月28日には「復興支援プログラムの創設について」をプレスリリースし、生産者・生産者団体への低利融資(4年程度、融資枠1兆円)を行うこと等を公表した。

### (2) 農漁業者の経営再開への金融支援

#### —第一次補正予算—

5月2日には第一次補正予算が成立し、農林水産業の復旧に向けて当面必要とされるであろう資金面の手当てがなされた。とくに、水

産関係は総額2,153億円の予算を獲得し、不十分ながらも漁業再建に向けて再スタートをきるために必要な資金を確保することができた。

金融面では、①「漁業関係資金無利子化事業」(融資枠380億円)：漁業近代化資金・日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化するもの、②「漁業者等緊急保証対策事業」(保証枠630億円)：漁船建造資金や漁協の復旧資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための保証を支援するもの、③その他にも保証保険機関の代位弁済経費の助成、④漁協が経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化する助成などが盛り込まれている。

農業においても多岐にわたる事業が認められたが、農業経営復旧等のための金融支援としては、①「農業経営復旧対策利子助成金等交付事業」(融資枠400億円)：被災農家が借り入れる日本政策金融公庫等の災害復旧関係資金を一定期間(最長18年間)実質無利子化するもの、②「農業経営復旧対策特別保証事業」(7億円)：被災農業者の借入について農業信用基金協会が実質無担保・無保証人での債務保証ができるよう、(独)農林漁業信用基金の保証割合を引き上げるための交付金、および農業近代化資金等の保証料負担を軽減できるようにするための交付金、③「被害農家営農資金利子補給等補助金」(4億円)：被災農業者が必要とする運転資金(天災融資資金)を実質無利子化するものなどが措置された。

このような予算措置によって、農漁業者への金融支援として、償還期限の延長、据置期間の延長、無利子、無担保、無保証人などの

メニューがある程度そろったことは評価できよう。

### 3 農漁業者が直面する課題

#### (1) 被災地の農漁業者の実状

では、被災地の農漁業者の実状はどうかというと、厳しい現実が浮き彫りとなる。現地調査での見聞や新聞情報からいくつかの事例を見てみよう。

岩手県陸前高田市では、5年前に父親からワカメとカキの養殖業を受け継ぎ、将来は地域の漁業者のリーダー的な存在になると期待されていた一人の漁業者(52歳)が廃業を決意し、建設会社に職を求めた。昨年2月のチリ大地震による津波で壊れた養殖施設を250万円を借り入れて修復した矢先に、今回の震災に襲われた。養殖を再開するには少なくとも500万円ほど必要だが、再開しても来年のワカメの収穫まで収入を得る見通しが立たない。家族4人の日々の生活を支えるためには養殖を廃業し、新しい職を求めざるを得なかったという。

宮城県石巻市で最も若い酪農家(42歳)は震災で87頭いた搾乳牛の半分以上を失い、畜舎新設のために借りていたローンが5,000万円超ほど残ったという。また、気仙沼市で施設イチゴに取り組んでいた若い農業者(27歳)は、昨年3月に建てたハウスが破壊され、残ったのはハウス建設などにかかった2,000万円の借金であるという。この若い2人の農業者は旧債務を抱えながらも再起する手立てを模索しているという。

#### (2) 三重苦ともいえる資金面の課題

東日本大震災で被災した農漁業者の多くは共通した課題に直面している。第一に、住宅

も機械・施設・漁船も失った状況のなかで借金だけが残った。農漁業経営を再開するためには資金が必要だが、新しく借り入れするだけの経営余力がないといういわゆる二重債務問題である。第二に、被災後数か月を経過し少しずつ生活の自立度合いを高めていかなければならないなかで、生活資金の確保が課題となっている。仮に、経営再開に着手したとしても収入を得るまでには施設園芸であれば半年以上、養殖漁業であれば1～3年という長い期間を要し、その間の生活費を工面しなくてはならない。第三に、仮設住宅から出ることになる数年後には、住宅資金等も手当てしなくてはならない。

被災者はこのような二重債務問題、生活資金の確保、住宅資金の手当てといういわば三重苦ともいえる資金面での課題に直面している。

### 4 おわりに

第一次補正予算で相応の金融支援策を確保できたとはいえ、未曾有の大震災で被災した農漁業者が経営を再建していくためにはまだまだ不十分である。三重苦ともいえるこの資金問題を克服するために、我々は金融機関がかかえる被災見合いの債権を買い取る再生ファンドの活用、既往債務の超長期負債整理資金への借り換え、法人組織に対しては出資による支援スキームの検討などさらなる思いきった対策に知恵をしまり、第二次補正予算等に反映していくことが求められている。被災者がマイナスからの出発ではなく、せめてゼロからの出発ができる金融支援策が渴望されている。

(すずき としのり)

# 中国の畜産業の動向と飼料需要の見通し

基礎研究部 副部長 清水徹朗

## 1 注目される中国のトウモロコシ輸入

国際穀物価格が再び上昇している。2008年にトウモロコシ価格が1ブッシェル7.5ドル(シカゴ相場)まで高騰して大きな問題になったが、リーマンショック以降下落に転じ、09年9月には3.0ドルまで低下した。しかし、その後再び上昇し、今年(11年)6月には一時7.9ドルの値をつけた。

こうしたなかで関心が高まっているのが、13億6千万人の人口を有し世界最大の穀物消費国である中国の動向である。中国は2000年頃より大豆の輸入量を急増させており、09年の大豆輸入量は4,255万トンとなり、中国の大豆輸入量は世界の大豆貿易量の5割を占めるに至っている。中国国内でも大豆を1,498万トン生産しているが、中国の大豆自給率は26%に低下している。

しかし、中国は穀物(米、小麦、トウモロコシ)については、一部、輸出や輸入を行っているものの、これまで基本的には国内自給を維持してきた。その中国が、昨年(10年)、トウモロコシを157万トン輸入した。輸入量が需要量全体に占める割合はまだ1%程度にすぎないが、中国がトウモロコシを100万トン以上輸入したのは15年ぶりのことであり、今後、中国がトウモロコシの輸入量をさらに増大させるのではないかと注目されている。

## 2 増大する畜産物消費量

中国では、経済成長に伴う所得上昇によって畜産物消費量が増加している。中国の肉類消費量(09年、1人当たり、家禽肉を除く)は農村部15.3kg、都市部24.2kgであり、10年間で

それぞれ10.1%、21.0%増加し、家禽肉の消費量は農村部4.2kg、都市部10.5kgで、10年間で1.7倍、2.1倍に増加している。

また、卵の1人当たり消費量(09年20.3kg)は10年間で19.8%増加し、牛乳の消費量(09年29.9kg)は10年間で4.2倍になっている。中国の人口はこの10年間で7.1%増加しているため、畜産物需要量全体の増加率はさらに大きい。

## 3 成長する中国の畜産業

こうした畜産物需要の増加に対応して、中国の畜産業も大きく成長している。09年における中国の肉類生産量は7,650万トン(日本の23倍)であり、10年前(99年)に比べて28.6%増加した。生産量のうち豚肉が最大で64%を占めており、家禽肉は21%で、牛肉は8%のみであるが、増加率は家禽肉が最大であり、家禽肉の生産量は10年間で42.4%増加した。

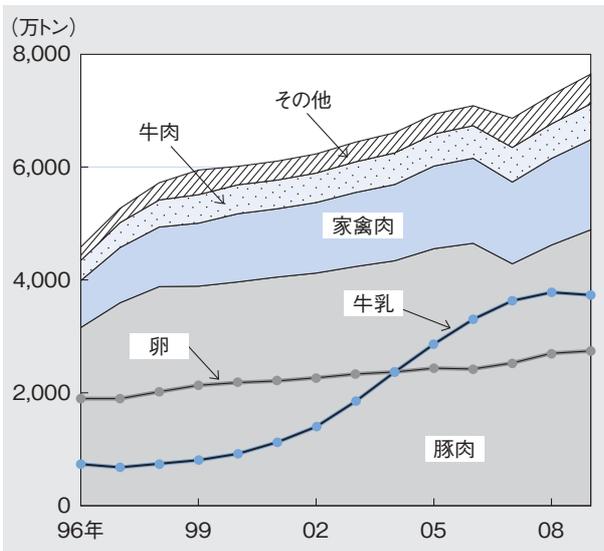
また、卵の生産量は2,741万トン(日本の11倍)で10年間で28.4%増加し、牛乳の生産量は3,735万トン(日本の5倍)で10年間で4.6倍になっている(第1図)。

なお、豚肉の生産地域は、四川省が最大(474万トン)で9.7%を占め、湖南省、河南省、山東省の上位4省で32.7%を占めている。また、家禽肉は山東省が最大(229万トン)で14.4%を占め、広東省、江蘇省、広西省の上位4省で38.9%を占めている。牛乳は、内モンゴルが25.7%、黒龍江省が15.0%を占めている。

## 4 小さい畜産物貿易の割合

中国の畜産業は主に国内向け販売を目的としており、輸出量は少なく、畜産物輸入量の

## 第1図 中国の畜産物生産量



資料 「中国農業発展報告」

割合も小さい。

豚肉についてみると、輸入量は53万トン、輸出量は18万トン(09年)であり、近年輸入量が増加しつつあるとはいえ、輸入量は生産量の1%程度である。家禽肉については、輸入量97万トン、輸出量30万トンで、中国は日本に鶏肉加工品を14万トン輸出しているものの、中国全体では輸出量より輸入量のほうが多い。また、牛肉は19万トン輸入している。このように、中国は肉類の純輸入国であるが、輸入量が供給量全体に占める割合は小さい。

牛乳・乳製品の輸入量は312万トン(08年、生乳換算)で、輸入量は急増しているが(10年間で3.4倍)、輸入量は生産量の8.4%である。

## 5 飼料需要の動向と今後の見通し

中国では、畜産業が大きく成長するなかで

(注)DDGS(Distiller's Dried Grains with Solubles)とは、トウモロコシ等の穀物からアルコールを生成した後に残る蒸留粕であり、たんぱく質や脂肪などが豊富なため配合飼料の原料として使用される。米国ではバイオエタノール生産の拡大でDDGSが大量に生成されている。

飼料需要が増大しており、飼料用として最も多く使用されるトウモロコシの生産量(09年16,397万トン)は、10年間で28.0%増加した。また、中国が大量に輸入している大豆は主に油脂用であるが、搾油したあとの大豆かすは畜産の飼料として利用している。また、中国は乾燥キャッサバを主にタイから飼料用に輸入しており(07年467万トン、08年200万トン)、米国のDDGSの輸入量も急増している。

中国には農家による零細な畜産経営も多くあるが、大規模な畜産経営が徐々に増加しつつあり(養豚では大規模経営の生産割合が4割を占める)、この傾向はさらに進む見込みである。日本の畜産において60年代以降起きたことが、現在中国で起きているといえよう。小規模な畜産農家は自家飼料を使うことが多いが、大規模畜産では配合飼料(購入飼料)に依存する割合が高く、大規模畜産の拡大や家禽生産の増大に伴って配合飼料需要が急増しており、一部の配合飼料原料では輸入量が増えている。

ただし、トウモロコシについては、09年までは東北地方(黒龍江省、吉林省)や河南省などの国内産を100%使用しており輸入はほとんどなかったが、昨年(10年)は100万トンを超える輸入に至った。中国では、トウモロコシは、飼料向けが62%、工業原料向け(でんぷん、アルコール用)が26%であり、工業原料向け需要も増大しているため、今後、中国のトウモロコシ輸入量はさらに増加するとの見方が強まっている。その一方で、大量輸入に至った大豆の「反省」もあるため、中国がトウモロコシの大量輸入に至ることはないであろうとの見解もあり、中国のトウモロコシ輸入を巡る今後の動向が注目される。

(しみず てつろう)

## 認定農業者の動向と課題

主席研究員 藤野信之

### 1 はじめに

認定農業者制度は、1993年に制定された農業経営基盤強化促進法(以下「経基法」)により、旧農用地利用増進法における農業規模拡大計画の認定制度を拡充して登場した。具体的には、農業者が作成する農業経営にかかる規模拡大、生産方式・経営管理の合理化等の農業経営を改善するための計画(農業経営改善計画)を、市町村の基本構想に照らして市町村が認定する制度として創設された。市町村の基本構想(10年計画)は、都道府県ごとの基本方針(10年計画)のもとに策定される。

認定農業者制度は、農林水産省が、92年のいわゆる「新政策」(新しい食料・農業・農村政策の方向)において、他産業並みの年間労働時間と生涯所得を実現する「効率的かつ安定的な経営体」が生産の大宗を担うような農業構造の確立を農業政策の目標として提示するなかで生まれた。

認定農業者には、スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策の対象となるなどのメリットがある。

これに対し、11年3月には、民主党政府の行政刷新会議による「規制仕分け」において、認定農業者制度が取り上げられ、「より意欲のある農家にとって有益な制度となるよう見直しを行う」と判定された。

この背景には、現在の認定農業者制度が実質的に生産調整参加を条件としていることに不都合を感じる向きが存在するものとも考えられる。しかし、10年産米価格の大幅下落にみられるように米価は低下傾向にあり、生産

調整の堅持は引き続き必須の条件であろう。

### 2 認定農業者の認定動向

#### (1) 経営体数との対比

日本全体の認定農業者数は24.9万で、うち法人が1.4万を占める(10年3月末、農林水産省)。

農業経営体全体に対する認定農業者の割合を全国農業地域別に見てみると、北海道では70.5%とその大宗が認定農業者であるのに対し都府県では13.1%にとどまり、都府県においては「担い手」の多くが集落営農によって占められていることを示している(都府県の集落営農参加農家数割合は32.6%)。

地域別に認定農業者の割合をみると、東海(9.9%)、近畿(7.2%)、中国(5.6%)で10%を切っているのが特徴的である。集落営農参加農家数割合は、それぞれ32.6%、46.6%、32.8%となっている。

また、経営耕地2ha以上の農業経営体数に対する認定農業者の比率をみると、北海道では83.3%、都府県でも73.5%と似た数値となっている。しかしながら、地域別には東北(51.4%)、北陸(53.7%)と米の主産地で低い。これは、稲作における生産構造の特徴(産出額に占める主業農家割合が低い)のなかで、東北では販売農家1戸当たりの経営耕地面積が2.01haと広いこと、北陸では集落営農の発展も反映しているものと考えられる。

#### (2) 営農類型別の動向

認定農業者の営農類型別の特徴を全国・地域内の構成比でみると、単一経営<sup>(注2)</sup>が46.7%と最も多く(そのなかでは花き・園芸が22.3%と最

多)、次いで準単一複合経営<sup>(注3)</sup>(38.6%)、複合経営(14.7%)と続く。

しかし、北海道では複合経営(39.4%)の方が多く、東北では準単一複合経営(49.6%)の方が多い。東北の準単一複合経営では、「稲作+露地野菜」(10.4%)、「稲作+その他」

(10.3%)、「その他」(11.4%)が、複合経営(16.3%)に次いで多くなっている。一方で、北陸では稲作単一経営が51.8%と、もともと地域における稲作単一経営体数割合自体が91.1%と高いことを反映して、高い値となっている。

大都市周辺の関東(露地野菜13.9%、施設野菜9.5%)、東海(施設野菜15.4%、露地野菜8.5%)や、中四国(施設野菜12.6%、露地野菜4.9%)では野菜の単一経営が多くなっている。

個別の営農類型で一番多いのは、「稲作を主とした準単一複合経営」であり、全国で24.5%、次いで東北(49.6%)、北陸(36.1%)と続く。

### (3) 年齢構成別の動向

認定農業者の年齢構成を営農類型別に見てみると、稲作単一経営においては、年齢が高くなるほど構成割合が高くなり、高齢化も進んでいる。

**(注1)** 経基法は、農地の貸借において「利用権設定」という、農地法第3条の許可無しで、契約期間終了時に契約が解除されるという「貸しやすい」仕組みにより農地の流動化を促進した役割でも評価されよう。

**(注2)** 「単一経営」とは、農産物販売金額1位の販売金額が総販売金額の80%以上を占める経営。

**(注3)** 「準単一複合経営」とは、農産物販売金額1位の販売金額が、総販売金額の60~80%を占める経営。

**第1表 年齢別・営農類型別の認定農業者割合(2009年)**

(単位 %)

営農類型	年齢						計
	29歳以下	30~39	40~49	50~59	60~64	65歳以上	
単一経営 稲作 花き・園芸 畜産・酪農 その他	5.4	6.2	7.6	9.7	12.0	13.9	9.9
	29.3	28.9	24.7	22.1	21.0	20.2	22.8
	13.7	9.8	8.7	7.9	6.0	4.6	7.5
	6.1	6.1	6.0	5.7	4.7	4.5	5.5
小計	54.6	50.9	47.0	45.4	43.7	43.2	45.7
準単一複合経営	33.6	34.0	37.4	39.5	42.1	43.1	39.5
複合経営	11.8	15.0	15.6	15.0	14.2	13.7	14.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況(2009.3末現在)」

(注) 法人、共同申請を除く。

それと正反対なのが畜産・酪農であり、年齢が低くなるほど構成割合が高くなり、高齢化率も稲作の3分の1程度にとどまっている(第1表)。

準単一複合経営においても、稲作を主体とした経営が多いことから、稲作単一と同様に、年齢が高くなるほど割合が高くなり、高年齢化も進んでいる。

認定農業者の年齢構成を地域別に見てみると、もっとも高齢化の進んでいるのは北陸で、高齢化率も18.9%と高い。反対に、49歳以下の構成比(35.9%)が高いのは北海道で、高齢化率も10.5%にとどまっている。

認定農業者の年齢構成の過去10年間の時系列変化をみると、49歳以下の構成比が60%程度から30%程度へと半減する一方、60歳以上の構成比が10%程度から30%程度へと3倍増し、高齢化率も13.3%に達している。

### 3 今後の課題と展望

認定農業者制度は、発足以来20年近くを経て、年齢構成が日本農業全体の趨勢と同様に、高齢化しつつある。今後、集落営農との棲分けも進めながら、新規参入支援制度や経営継承制度の充実等によつて的確な世代交代を図っていく必要がある。

(ふじの のぶゆき)

# 東日本大震災による水利施設の被害状況と課題

主事研究員 小針美和

## 1 はじめに

東日本大震災は、水田農業の基盤である農地や水利施設にも大きな被害をもたらした。本稿では、主に水利施設に着目し、現時点で判明している被害状況や今後の課題について整理してみたい。

## 2 農林水産省が公表している被害状況

農林水産省が公表している「農地・農業用施設等の被害状況」によると、5月17日現在の被害額は7,137億円となっている。内訳をみると、農地の被害が3,957億円、農業用施設等が2,804億円、農村生活関連施設(主に集落排水施設)が376億円となっている(第1表)。県別にみると、農地の被害が最も大きいのは宮城県で、2,748億円と全国の7割を占める。ついで福島県の935億円、岩手県の218億円となっており、農地の被害の多くは沿岸部における

津波による農地の流失や冠水によるものとみられる。

次に、農業用施設等をみると、最も被害額が大きいのは福島県の1,203億円で、同県の農地被害額を上回っている。同県では、沿岸部のみでなく、中通り地方を中心に、内陸部でも強い揺れによる土砂崩れ、農業用ダムの決壊、用排水施設の損壊が発生したためとみられる。ついで被害が大きいのは宮城県の1,079億円で、特に沿岸部の排水機場が壊滅的な被害を受けた。また、茨城県や千葉県、栃木県では、かつて湖沼だった土地や埋立地に敷設された施設やパイプラインが液状化現象によって破損したケースが多かった。

この被害額には、国の災害復旧事業で補助対象とならない農地・農業施設40万円未満、農業集落排水施設200万円未満の微細な被害については集計されていない。また、長野県・

新潟県のように、東日本大震災の翌日に起きた長野県北部地震でより大きな農業関連被害が生じた県もある。

さらに、農地や水利施設については実際の農作業を通じて排水機能等の被害が明らかになることを考えると、それらを含めれば農業被害の実態はより大き

**第1表** 東日本大震災による農地・農業用施設等の被害状況 (2011年5月17日現在)

(単位: 億円, ha, %)

	農地・農業用施設等の被害額	被害額			津波で流失・冠水した農地面積	うち田	津波被災面積割合
		うち農地	農業用施設	農村生活関連施設			
全国	7,137	3,957	2,804	376	23,600	20,151	2.6
岩手県	261	218	33	9	1,838	1,172	1.2
宮城県	3,842	2,748	1,079	15	15,002	12,685	11.0
福島県	2,363	935	1,203	224	5,923	5,588	4.0
茨城県	388	40	255	93	531	525	0.3
栃木県	102	6	90	6	-	-	-
千葉県	152	7	130	15	227	105	0.2
長野県	5	0.3	1	4	-	-	-
新潟県	13	1	3	9	-	-	-

資料 農林水産省HPから筆者作成  
(注) 被害額が5億円以上の県。

いことも想定される。

### 3 一部の施設損壊が流域の水田に与える影響

とくに用排水施設は水系全体としてつながっているため、一部の施設損壊の影響が広範囲に及ぶケースもあることに留意する必要がある。

例えば、仙台平野の沿岸部では、排水機場の損壊や用水路へのがれきの堆積によって、農業用水のみならず生活用水等も含めて排水がままならない状況にある。そのため、上流の水田では、農地そのものは被害を受けておらず水稲の作付けも可能な状態にあるものの、下流に水稲生産に必要な用水を排出すると下流で氾濫する可能性があるため、約660haの水田で作付けを自粛せざるをえない状況となっている。また、福島県中通り地方の矢吹原土地改良区管内では、管内の受益水田に用水を供給する上流の幹線用水路が損壊したため、受益水田のほとんどすべてにあたる約3,000haの水田で水稲作付けができない状況となっている。

今回の震災で、農地が浸水により被害を受けた場合には、農家支援として、がれき撤去などの作業に当たった生産者に10a当たり35,000円の支援金が支給される。しかし、上記のように作付けを自粛した農家は対象外となるなど、用水を手当てできないために作付けできない農家に対する国としての補償スキームがないという問題がある。そのため、地域では、地力増進作物等の作付けへの助成単価の上乗せや、とも補償の活用等、独自の支援策を検討しているが、今後、こうした災害時における制度的な対応を検討することも



地下水路の損壊による被害(福島県矢吹町)

課題となろう。

### 4 おわりに

東北の被災地も本格的な梅雨のシーズンに突入しており、夏には台風の襲来も危惧される。用排水施設が機能していない地域では、応急ポンプによる措置等を行ってはいるものの、その能力にも限界があり、ひとたび大雨が降るとため池や用排水路が氾濫する危険性をはらんでいる。また、老朽化した施設では、震災によって耐震強度が弱まっている可能性もある。

平成23年度第一次補正予算では、これらの水利施設の修復に必要な費用への助成も措置されている。しかし、一部には、貯水池や農業用ダムの損壊箇所の修復が完了しておらず、住民からの不安の声が高まっている地域もみられる。農業用水の水利施設は、単にコメを作るための用水を供給するのみでなく、同時に周辺地域における治水機能を果たしていることも多い。台風や長雨による二次災害の発生を防止するためにも、危険箇所への速やかな手当がのぞまれる。

(こばり みわ)

# 宮城県の「水産業復興特区」構想に思う

専任研究員 出村雅晴

## 1 「水産業復興特区」の内容

「水産業復興特区」構想の端緒は、宮城県知事による政府復興構想会議(2011.5.10)での提案である。提案書では、「養殖業等の沿岸漁業への民間による参入や資本の導入などが促進されるよう、水産業復興特区を創設する」とし、具体的な内容として、①区画漁業権の免許の適格性(漁業法第14条)、②区画漁業権の免許の優先順位(同17条)、③定置漁業権の免許の優先順位(同16条)のほか、各種土地利用規制などを列挙した。

しかし、漁業者を対象とした県の説明会の模様を報道する新聞記事を読む限り、こうした内容が正確に伝わっていない。「県側は、地元漁業者が参加していない企業には漁業権を付与しないとしたり、「地元の漁業者が議決権の過半数を占める漁業会社▽地元の漁業者7人以上が参加する漁業会社――なども第1位とする」、「漁業法によって漁協が第1位となっている」といった報道から類推すると、「構想」案が対象とする漁業権は「特定区画漁業権」であると思われ、また参入を認めようとしている民間企業は、もともと漁業法が後順位で認めている「適格性を有する者」としか読み取れないからである。

漁協が優先順位を有する漁業権は共同漁業権、定置漁業権、特定区画漁業権であり、区画漁業権に関する免許の優先順位は、漁業者または漁業従事者が第1順位である(第1表)。また、「区画漁業権の免許の適格性」の見直しは、地域漁業者とは無関係の企業の参入を認めることになりかねない。こうした点について、十分な説明がなされているのかどうか、懸念されるところである。

第1表 漁業権の種類と内容

	説明 (対象漁業種類など)	免許の優先順位 (第1順位)
定置漁業権	大型定置網、北海道のサケ定置漁業など	漁協等
区画漁業権	第1種 カキ、ノリ、真珠養殖、小割り式魚類養殖など	漁業者または漁業従事者
	第2種 網仕切り式魚類養殖、築提式クルマエビ養殖など	
	第3種 地まき式貝類養殖など	
共同漁業権	第1種 アワビ、アサリなどの採貝、コンブやワカメなどの採藻漁業	適格性が認められるのは漁協等のみ
	第2種 小型定置網や固定式の刺し網などによる漁業	
	第3種 地びき網、無動力船による船びき網漁業など	
	第4種 三重県等の寄魚漁業などの特殊な漁業	
	第5種 河川・湖沼等の内水面や封鎖性海面における漁業	
特定区画漁業権	(区画漁業権のうち特定のもの) ひび建養殖業、藻類養殖業、真珠養殖業を除く垂下式養殖業、小割り式養殖業、地まき式貝類養殖業	漁協等

資料 筆者作成

## 2 「水産業復興特区」の意味するもの

定置漁業は、まさに地先の漁業資源を漁獲するものであり、地元漁業者優先という原則の変更はとうてい受け入れられるものではない。区画漁業権についても、地元漁業者等現行漁業法が適格性を認める者の優先順位を変更する理由はなく、いずれの場合も免許申請がなかった場合に一般企業の参入を認めるかどうかの問題ではなからうか。

今回の特区問題は「特定区画漁業権」を対象としたものといえよう。しかし、現行漁業法のもとでも、当該免許を受けた漁協の組合員となって承諾を得、漁場行使料を負担することによって、一般企業が養殖漁業を営むことができる。とすれば、「水産業復興特区」の

意味合いは、漁協の承諾、漁場行使料の支払いを無くすことにあるといえるのではないか。さらに言えば、同一漁場で営まれる多くの漁業種類間で生ずる各種問題を調整する点で漁協の関与(承諾)は不可欠であり、結果として特区の目的は漁場行使料の負担問題に帰結する。

漁場行使料は、漁業者(漁協組合員)も負担しており、この負担を無くすことが民間資本参入促進にどれだけ効果があるのか疑問も残る。仮に、この負担が民間資本参入のネックになるとしても、地域漁業の振興に寄与するものであれば、漁場行使料負担問題について地域の漁業者や漁協と十分話し合うことでの解決が可能であろう。

しかるに、である。5月25日に気仙沼市で開催した漁業者対象の説明会で、「県側は、地元漁業者が参加していない企業には漁業権を付与しないとしようで『特区を利用するのも、会社をつくるのも皆さんだ』と強調」したが、「構想実現に賛成する意見は出なかった」と報道されている<sup>(同注1)</sup>。そうしたなかで、同27日の県庁で行われた衆議院震災復興特別委員会メンバーとの意見交換会の場で知事が「漁業参入に関心を持つ企業と協議を始めたことを明らかにした」とされる<sup>(注2)</sup>。いかに知事が「漁業の主役はあくまでも地元漁業者」といつて

も、これでは特区をめぐってギクシャクした信頼関係を再構築するどころの話ではないだろう。

### 3 今後の注目点

宮城県がまとめた「震災復興計画」の原案では、「水産業復興特区」の創設は「検討すべき課題」にとどめたとの報道もあるが、最終的な決定は8月中に予定されている<sup>(注3)</sup>。

政府の復興構想会議は6月末までに第1次提言をまとめるとしているが、5月29日に公表された「論点整理」で賛否両論併記となった<sup>(注4)</sup>、この問題の帰趨が注目される。

この場合、特に議論される「水産業復興特区」の内容に注目したい。5月31日付日本経済新聞社説は、「現在の漁業法を見直さない限り、漁業権の開放も幅広く民間資金を集めることもできない。特区制度としてとりあえず開放を可能にして、そこから後は、各地域が漁業者らと議論してどうするかを決めればよい」としている<sup>(注5)</sup>。「とりあえず開放」し、後は「各地域が漁業者らと議論してどうするかを決めればよい」と言うが、これを実質的に担保する仕組みが漁協を第1順位とする現行の漁業法ではないのだろうか。漁業者を組合員とする漁協が、進出を希望する会社等の事業計画等に納得できる場合には、漁場行使を認めることで対応できる。

さらに言えば、宮城県の場合は「民間資本を漁業に呼び込むため」を目的としているのに対し、同社説では「漁業権の開放」と「民間資金を集めること」を特区の目的としており、同一視できるものではない。漁業権などへの理解が不十分なのか、規制改革会議での議論の蒸し返しなのかわからないが、後者であれば震災復興に便乗した主張といわざるを得ない。(内容は11年6月20日現在)

(でむら まさはる)

(注1) Yahoo!ニュース毎日新聞11年5月26日配信記事「東日本大震災：水産業復興特区、漁業権など詳細説明 漁協は「反対」変えず／宮城」

(注2) Yahoo!ニュース毎日新聞11年5月28日配信記事「東日本大震災：水産特区、県が企業と協議開始 養殖など沿岸漁業で／宮城」

(注3) Yahoo!ニュース毎日新聞11年6月2日配信記事「東日本大震災：県復興計画原案、全戸に太陽光発電 漁港、農地を大規模化／宮城」

(注4) 11年5月29日付第7回東日本大震災復興構想会議参考資料「これまでの審議過程において出された主な意見～『復興構想7原則』と『5つの論点』」

(注5) 11年5月31日付日本経済新聞社説「復興会議は特区制度の具体策を早急に」

# 水産物の地域ブランド化と地域団体商標

専任研究員 鴻巣 正

## 1 はじめに

漁村には、地域固有の水産物や風土が育む豊かな地域資源が存在する。こうした地域資源から生み出される地域ブランドを活用し、漁村の活性化につなげていくことが重要になっている。

一方で、ブランドの普及に伴い模倣品や類似品が流通し、苦心して築き上げてきた地域ブランドが保護されないという状況がある。地域ブランドを、商標法で保護するため、2005年に地域団体商標制度が創設されている。

さらに、産地の販売力強化や六次産業化に対応し、知的財産戦略が重要な課題となっており、本稿では、水産物における地域団体商標の役割について考えてみたい。

## 2 水産物の地域団体商標

### (1) 水産物の地域ブランド化

水産物には、古くから高級魚や名産品として流通するものが各地に存在した。80年代ごろから輸入水産物が急増するようになり、2000年代に入り、地域振興策と相まって、水産物のブランド化をはかる取組みが積極的に進められた。

地域ブランドは、その地域に存在する自然や歴史、食文化や観光資源などと結びついて、地域固有の産物の柱となっている。水産物の地域ブランド化は、漁業者や漁協、自治体、さらに商工会や観光協会等と連携し、地域の価値を創出する六次産業化の取組みの一つでもある。地域ブランドは、水産物のブランド化の手段として適合性の高い方式といえる。

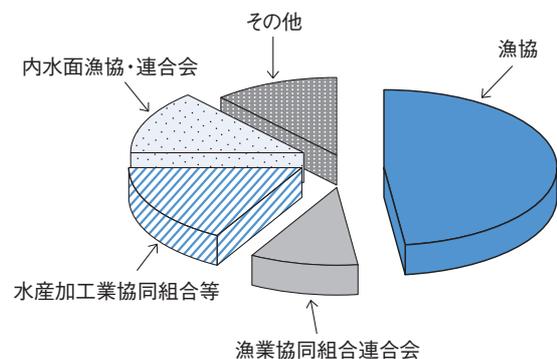
### (2) 地域団体商標制度の創設

地域団体商標とは、「地域名」と「商品名」から構成される商標をいう。地域ブランドを適切に管理する観点から、05年に地域団体商標制度が創設され、06年4月から商標登録が開始されている。

水産物の地域団体商標は、103件(11年2月現在)が出願されており、全体の11%を占める。地域別では、近畿地区が最も多く、都道府県別では神奈川県の出願が多い。

地域団体商標の出願者は、法人格を有する組合である。水産物の場合、漁協や漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合の割合が高い。出願者別では、漁協が最も多く(50件)、次いで水産加工業協同組合等(17件)である。漁業協同組合連合会や内水面漁協による商標出願もある(第1図)。

第1図 地域団体商標の出願先別構成割合 (11年2月現在)



資料 特許庁「都道府県別地域団体商標出願一覧」から筆者作成

### (3) 地域団体商標登録の特徴と活用

水産物の地域団体商標では、知名度の高い地域ブランドの登録が先行している。例えば大間まぐろ(大間漁協)、越前がに(福井県漁連)、広島かき(広島県漁連)、関あじ・関さば(大分県漁協)などである。

また、水産加工品では、小田原かまぼこ(小田原蒲鉾水産加工業協同組合)、焼津鰹節(焼津鰹節水産加工業協同組合)、宇和島じゃこ天(宇和島蒲鉾協同組合)などが登録している。制度の浸透はこれからで、全国的には地域ブランドのほんの一部が登録されたにすぎない。

地域団体商標を活用した販売戦略としては、一定範囲の周知度を得た段階で早期に商標の権利取得ができるため、知名度向上に役立つ。これによって地域固有の産物を生み出す可能性が広がっている。

## 3 水産物の知的財産保護

### (1) 地域ブランドの保護

地域ブランド化は、地域性という付加価値を加え、国内水産物の差別化をはかる手段として有効である。しかし、地域ブランドの普及とともに、模倣品や類似品が多く流通する状況が生じた。

地域ブランドの浸透に伴い、その保護は大きな課題であった。地域団体商標登録の直接的な効果は、商標権侵害に対する権利行使である。模倣品等により、商標権が侵害された場合、侵害した商品や広告物等の廃棄、除却請求、損害賠償の請求等を行うことができる。

地域団体商標制度により、地域ブランドを商標面から保護する仕組みが整備され、一つの前進となっている。しかし水産物の場合、流通が複雑で、ブランド管理や流通管理が非常にむずかしいという面がある。流通管理を

強化するため、商標タグの装着や産地証明書を発行する取組みも始まっており、水産物のトレーサビリティの整備など総合的な対策が必要である。

### (2) 水産物の知的財産戦略

農林水産省は、知的財産戦略を重要な施策と位置付け、10年3月に新たな知的財産戦略を公表した。地域団体商標は、水産物における知的財産の一つを構成するものである。

漁業や養殖業、水産加工、水産物流通には、長年培われてきた技術やノウハウの蓄積がある。ユッケの食中毒問題を契機に、生肉の安全性がクローズアップされたが、活魚や鮮魚のような品質の高い水産物を、安価に供給するフードシステムを有する国は多くない。多くの知的財産を集約することにより、消費者が安心できる供給が可能になる。水産物においても、知的財産の保護とその活用戦略について足元から見直すことが不可欠である。

## 4 おわりに

水産物は、漁場や漁具・漁法、鮮度保持技術、加工方法等に地域固有の特徴があり、本来、地域性の強い産物である。地域ブランドは、その地域でしか生み出しえない価値といえる。こうしたブランドの確立や保護には、地域に根差した協同組合の役割が大きく、地域団体商標を有効に活用していく視点が必要である。

水産物の地域ブランドは、漁獲から鮮度保持、品質管理など多くの知的財産の集積の賜物である。地域ブランドの有する知的財産を見直し、価値を顕在化する戦略の構築が望まれる。

(このす ただし)

# 東日本大震災と日本経済

主任研究員 南 武志

## 1 大震災発生で国内景気は再び悪化

3月11日に起きた東日本大震災は、広範囲にわたって甚大な被害を発生させた。大震災発生直前までの日本経済は、欧米など海外経済の持ち直し傾向が再び強まってきたことから、輸出・生産に牽引される格好で、2010年夏から続いてきた足踏み状態からの脱却を模索している最中であった。

しかし、大震災の発生により、東北・北関東エリアに集積していた生産拠点の多くが被災し、操業停止を余儀なくされた。その結果、国内ばかりか海外の完成品メーカーでは部品調達難に陥り、生産活動や輸出が大きく落ち込んだ。さらに、大震災そのものの衝撃に加え、原発事故や電力不足に伴う計画停電実施などにより、需要水準も大きく悪化した。その結果、3月の主要な経済指標は軒並み大幅悪化となったほか、1～3月期の実質経済成長率も前期比年率△3.5%と、2四半期連続のマイナス成長に陥った。

## 2 本格的な復興重要な11年度下期以降

今回の景気悪化は、サプライチェーンの大きな掛かりな障害発生など供給ショックによる面が強く、震災後も海外からの需要は比較的根強いものの、生産・輸出ができない、もしくは大震災や原発事故によってマインドが委縮したために起きているといえる。それゆえ、時間経過とともに復旧が進み、生産活動が再開され、かつ復興需要が強まっていく過程で、引き続き海外経済も底堅く推移しているのであれば、国内景気は想定よりも早く持ち直しが進む可能性もある。とはいえ、一部の基幹

部品の生産本格化には多少時間がかかる見込みであるほか、夏場の15%の節電目標設定などが、生産活動に対してどの程度抑制的に働くのかなどといった不透明要因も多い。

また、最近では世界経済動向に対する慎重論も浮上している。欧米など先進国・地域では総じて低調さが残ったままである。米国ではサブプライム問題の後遺症が住宅市場に重く押し掛かっており、失業率は高止まり状態で、インフレ率も極めて低い水準にとどまっている。欧州についても、ドイツなどコア国の景気は底堅いが、財政危機に直面している周縁国は芳しくない。反面、新興国・資源国経済は総じて堅調であるが、資源高や景気過熱などからインフレ圧力が強まっており、金融引締め策が断続的に打たれている。これまでの累積的な引締め策の効果が浸透すれば、景気がスローダウンするリスクもあるだろう。

しかし、世界経済見通しとしては、当面は新興国が世界経済を牽引する、といった構図は継続すると想定している。そのため、日本の輸出環境は比較的良好さを保っていると考えられることから、部品調達や電力不足などの供給制約さえ克服できれば、再び輸出が景気押し上げに貢献し始めると予想する。

次に、大震災からの復旧・復興需要についてであるが、少なくとも公共事業や住宅再建などについては後ズレするリスクが浮上している。復興に際してのグランドデザインは目下、策定作業中であるが、それが実現に向けて動き出すには時間がかかるだろう。また、住宅再建についても、二重ローンの問題が障害となることが十分予想される。さらに、政

**第1表** 2011～12年度 日本経済見通し

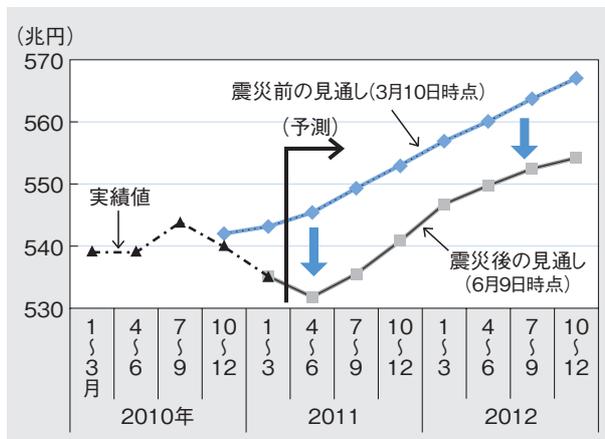
	2010年度 (実績)	2011 (予測)	2012 (予測)
名目GDP	0.4	△1.3	1.8
実質GDP	2.3	0.0	2.6
民間需要	1.9	0.5	1.9
民間最終消費支出	0.8	△0.5	0.7
民間住宅	△0.2	4.5	14.1
民間企業設備	4.3	△0.2	4.6
民間在庫品増加(寄与度)	0.5	0.3	0.0
公的需要	0.0	3.3	2.9
政府最終消費支出	2.3	3.0	△0.5
公的固定資本形成	△10.0	3.9	21.4
輸出	17.0	△3.3	8.1
輸入	11.0	3.0	7.1
国内需要寄与度	1.4	1.1	2.1
民間需要寄与度	1.4	0.4	1.4
公的需要寄与度	0.0	0.8	0.7
海外需要寄与度	0.9	△0.8	0.4
GDPデフレーター(前年比)	△1.9	△1.3	△0.8
国内企業物価(前年比)	0.7	2.2	1.7
全国消費者物価(前年比)	△0.7	0.5	0.6
完全失業率	5.0	4.8	4.7
鉱工業生産(前年比)	9.0	△2.5	9.2
経常収支(季節調整値)	15.9	8.0	14.4
名目GDP比率	3.3	1.7	3.0
為替レート	85.7	84.3	90.1
無担保コールレート(O/N)	0.09	0.08	0.10
新発10年物国債利回り	1.15	1.30	1.58
通関輸入原油価格	84.4	101.3	107.5

(注) 1 全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。  
 2 無担保コールレートは年度末の水準。  
 3 季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

局混迷により、大型補正予算の編成も先送りされる可能性がある。被災地域の再生計画の大枠が固まらなると、民間投資もなかなか出にくいと思われる。

以上の点などを総合的に判断すると、11年度の経済成長率は前年度比ゼロ%と、10年度(同2.3%)から大きくブレーキがかかるのは必至であろう(第1表)。四半期別にみると、4～6月期まではマイナス成長が残るが、7～9月期からはプラスに転じ、年度下期以降は本格的な復興需要による高めの成長が実現で

**第1図** 震災後の経済見通し(実質GDPの経路)



資料 内閣府、農林中金総合研究所  
 (注) 2000年連鎖価格表示。

きると見込んでいる。ただし、全般的に地震前の想定に比べれば下振れたままの推移となるのは否めない(第1図)。

### 3 復興財源を巡る議論が浮上

今回の大震災が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害を及ぼしたこともあり、復興のための大型補正予算案の編成に注目が集まっている。とはいえ、わが国の財政状況の厳しさを考慮すれば、どのように財源を調達するかは非常に悩ましい問題であろう。当座のところは復興債という名の国債増発で対応するしかないのが実情であろうが、有識者などからなる政府の復興構想会議では復興債の償還財源として時限的な増税措置、具体的には3年間ほどの消費税率の引上げを検討している。

国民の多くが被災地の復興について協力を惜しまない意向であることもあり、世論調査などからは増税に対して一定の理解を示していることが見て取れる。しかし、一般的に景気悪化時に増税すれば、景気が一段と悪化し、結果的に十分な税収を確保できず、財政状況が一段と悪化するリスクもあることから、慎重な議論が必要であろう。

(みなみ たけし)

# 本質的な解決には遠い欧州財政問題

## ——債務返済能力を棚上げにしたギリシャ追加支援——

主席研究員 山口勝義

日本が連休中の5月6日、独誌シュピーゲルの電子版が、ギリシャがユーロ圏離脱を検討していると報道し、市場に混乱が広がった。同日夜に、ドイツなど主要国の財務相等がルクセンブルクで秘密の危機対策会議を持つということで、その情報は一層現実感を伴っていた。

その後、ユーロ圏財務相会合のユンケル議長は、いったんは否定していた会議実施の事実を認めた。しかし、同時に、そこでの議論の対象はギリシャの財政改革の進捗状況等であり、償還期限延長等の国債の債務再編や、ましてユーロ圏離脱ではなかった点を強調した。

### 1 焦点は流動性から債務返済能力へ

確かに、離脱がもたらす結果は、自国通貨の暴落とそれに伴う外貨建て債務額の急膨張、金融システムの機能停止と経済の疲弊等であり、ギリシャ自身が本気でこれを選択するとは考え難い。しかし一方で、同国の債務再編については、その可能性は否定できない。

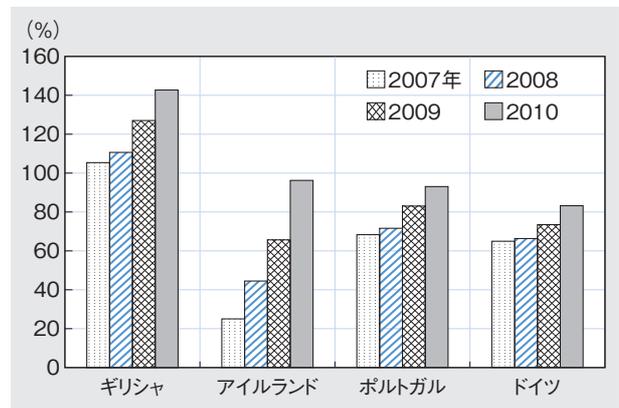
2010年5月、ギリシャの財政問題に対し、欧州連合(EU)および国際通貨基金(IMF)による金融支援が合意された。これは、国債市場での資金調達に支障がある同国に対する資金繰り、つまり流動性対策としての支援であった。しかし、これにより時間の猶予を与えられたにもかかわらず、その後ギリシャでは財政改革は順調には進まず、今ではその債務返

済能力自体が危惧される段階に至っている。

そうした状況は、11年1～2月に実施されたIMF等によるギリシャ債務の持続可能性分析に既に現れている。そこでは、自然体の仮定を置いたベースケースにおいてさえも、国内総生産(GDP)比政府債務残高は10年の約140%が12年に約160%に達した後、ようやく緩やかに減少に転じるという極めて厳しい状況となっている。また、経済成長率鈍化、金利上昇等のより厳しい前提下でのストレスケースでは、それが増加し続けていく可能性が示されている。

この債務残高の水準は、ユーロ圏が設定している60%以内という基準をはるかに超える高い水準である。そして、上記の債務残高の推移は、ギリシャが流動性の問題にとどまらず、債務返済能力を喪失し国債の債務再編を迫られる瀬戸際に立たされている事実を意味している。

第1図 GDP比政府債務残高推移(実績)



資料 以下により筆者作成  
 ・Eurostat (2011/4) "Provision of deficit and debt data for 2010 - first notification"

## 2 様々な困難な環境

さて、改めてギリシャが財政問題を終息させるために必要な条件を挙げれば、「①財政改革の進捗、②競争力回復を通じた経済成長の実現」であると考えられる。ここでは、一連の財政改革の進捗を通じ競争力を回復することで、経済成長を実現することが期待されている(①⇒②)。また、調達金利を上回る経済成長率を維持することが債務残高の削減に大きな効果を持つことから、逆に、経済成長が財政改革を促進することとなる(②⇒①)。つまり、財政問題の終息には、財政改革と経済成長が相互に寄与し合う好循環(①⇔②)に入ることが重要な前提と考えられるわけである。

しかしながら、ギリシャでは既得権益や硬直的な組織等が財政改革の障害となっており、高止まりした労働コスト等、競争力の脆弱性からの脱却は容易ではない。輸出産品にも乏しい。マクロ経済環境についても、緊縮財政、欧州中央銀行(ECB)の金融引締め、それに伴うユーロ高値、大変厳しいものがある。中長期金利も上昇を続けている。経済を支える銀行の体力にも不安感が強い。

現実には、同国では財政改革は遅延しており、経済成長率も計画値を下回り始めている。これは財政問題の終息から遠ざかる兆候であり、債務返済能力を喪失する方向に動き出してい

ることを意味している。そして、こうした状況が、前述の債務の持続可能性分析の結果に反映しているわけである。

## 3 追加支援対応とその限界

以上の債務返済能力の問題とは別に、7月の国債償還に関連して、ギリシャの流動性の問題が再度クローズアップされ、足元、市場は混乱の度を深めている。

仮に、同国が国債償還に際し、債務不履行に該当する債務再編に至った場合には、他の被支援国への同様の再編の波及が懸念されるほか、ギリシャ国債の減価や担保不適格化等を通じて、負の影響の拡大と深刻化が予想される。このため、ユーロ圏では、こうした事態を回避するため、急遽、IMFとともにギリシャに対する追加の流動性支援策の取りまとめを進めている。

ここでは、当面の問題の緊急性もあり、債務返済能力の議論は棚上げにされている。しかし、ギリシャが債務返済能力自体が問われる瀬戸際に至っているにもかかわらず、その観点を欠いた支援にとどまることに対しては、市場は本質的な問題の先送りとして、いずれ批判的な目を向けるであろう。

これまで、政治面、財政面での一体化という困難ではあるが、財政問題終息にとっては極めて重要な取組みを回避してきたユーロ圏。しかし、市場に迫られ、これらに正面から向き合わざるを得ない時期が近づいているのではないだろうか。(11年6月20日現在)

(やまぐち かつよし)

---

(注1)債務再編とは、償還期限延長のほか、金利の引下げ、償還元本の削減等の条件緩和を言う。

(注2)詳細は、拙稿「否定できないギリシャ国債の債務再編の可能性」(『金融市場』2011年5月号)を参照。なお、IMF等による分析結果は、主として次による。

・IMF (2011/03) "Greece: Third Review Under the Stand-By Arrangement"

## 東北地方太平洋沖地震を経験して

農林中央金庫 仙台支店長 竹田正雄

はじめに今回の東北地方太平洋沖地震で犠牲になられた皆さまに心からお悔やみを申し上げるとともに、今なお大変な日々を過ごしておられるすべての被災者の皆さまにお見舞い申し上げます。あわせて、被災地、被災者に対しご支援、お見舞いをいただいた全国の皆さまに、この場を借りて心からお礼申し上げます。誠に有難うございました。

今回の大震災については既に多くの報道がなされていますが、以下本稿では現地での個人的な被災体験、その時なにが起きたのかを備忘的な意味を含めて記すこととしたいと思います。

その時、平成23年3月11日14時46分、私はJAビル宮城の6階会議室で被災した。突き上げるような縦揺れの直後、激しい横揺れが続いた。はじめは「揺れは大きいものの、しばらくすれば治まるだろう」と考えていたが、いつまでたっても揺れが止まる気配すらしない。激しい揺れで机の下にもぐることもできず、ただ机にしがみついているしかなかった。パーティションの壁が倒れ、天井の石膏ボードが落下し、しがみついているキャスター付の会議机は右に左にと大きく動いた。そんな状況が2分も3分も続くと、さすがに「このまま揺れが止まらないのではないか、ビル自体が折れるのではないか」との恐怖が襲ってきた。最終的にどの位の時間揺れていたのか、正直なところ覚えていない。ただただ「治

まってくれ」と願っているうちに、ようやく揺れが止まった。

その後の一連のできごと、事務所に戻っての職員の安否確認(出張者等を含め4日かかったが幸いにも全員無事だった)、ビル管理事務所からの退避指示によるビル外への一時避難、ビル前広場でのJAグループ宮城災害対策本部会議の招集、再度ビル内に入館し非常用電源による端末の締め処理、全員の帰宅などが強い余震が続くなか無我夢中で進んでいった。ラジオでは津波襲来が報じられていたが、まさかあのような大津波で多くの犠牲者が出たことなど、電気が回復しテレビを見ることができず想像すらできなかった。

今回の大震災で困ったのは、通信を含めたインフラ機能の停止とガソリンの不足だった。

仙台中心部の生活インフラの再開は、電気が3日、水道が10日、都市ガスが1か月だったが、これは県内ではかなり早いほうである。もっとも、電気が通っても点検が終わるまでエレベーターは動かず(ちなみに支店長住宅はマンションの13階)、水道は回復しても受水タンクの影響で2週間使えないなど、日常生活に戻ったと実感したのはやはり1か月たってからだった。

業務再開にあたっての最大のポイントは電気の回復だった。後ほど触れるが、地震の翌日に本店と連絡がとれ、職員の安否や状況確認後に週明け14日からの業務再開に向けた取

組み(被災JAの代行貯払いを含む)を指示されたが、県域システムの元締めである県農協電算センターのシステムが稼働しなければ県内JAの窓口端末、ATMは稼働しない。システム本体は無事であったが、電気がネックとなったのである。結果的には13日までに電気が回復したため、予定通り14日からシステムを稼働できたが、一時は最悪の事態を想定し、非常用発電機の残り10時間分の燃油を温存するためシステムを一時停止させるという場面もあった。

通信手段の確保はもっと切実な問題であった。JAの状況を確認しようにも、緊急貯払いの要請をしようにも、とにかく県下JAとの連絡が取れないのである。結局は、毎日開催される災害対策本部会議で、中央会、県連と情報の共有化を図ることや通信の回復、金庫・JA間でお互いに行き来することで少しずつJAの被害状況が分かるようになってきたのである。

また、金庫本店との連絡であるが、私の業務用携帯は「災害時優先電話」だったが震災直後から発信、受信とも全く不能となり、丸一日のあいだ支店と本店間は連絡が取れなかった。奇跡的に支店長住宅の固定電話がつながって本店に安否情報を伝えることができ、また支店のIP電話で本店とのラインが完全に確保できたことが、その後の業務回復に威力を発揮した。

次に深刻な問題はガソリンの確保であった。停電によりガソリンスタンドはほぼ100%麻痺し、電気が回復した後はガソリンを求める車が殺到して品薄の状態が4月第3週ぐらいまで続いた。現金輸送や県内メール便をお願い

していた日本通運からも、16日には現送を休止する旨の通知を受けたほどである。JAバンクの県域本店機能を担う当支店にとって、現金の供給は最大の使命の一つである。直ちに自前で現送車を走らせる検討をはじめ、県警からの緊急車両ステッカーの入手、支店保有全車両のガソリン残存量の確認と自動車利用にかかる一元管理などを行った。この間にプリウスなど新しい車両は、給油口からガソリンを抜くことができないようになっていることが分かり頭を抱えるといったこともあったが、これも今では笑い話である。

いろいろあったが、曲がりなりにも週明け14日からの業務再開ができた。これも本店各部、関係者のご支援の賜物であるが、なによりも困難な状況下、各自で通勤手段を確保し、ともに業務再開に尽力してくれた支店職員の皆さんに私からは最大限の賛辞を贈りたいと思う。まだまだ回復までの道程は険しく、また時間もかかるだろうが、被災地の一日も早い復興を心から願い、支店のメンバーでそのために全力を尽くすことをお約束する。

最後になるが、自らが被災者となって初めて分かったことがある。それは「頑張る」は他人を応援する言葉ではなく、自分を鼓舞するための言葉であるということだ。災害時には頑張ろうにも頑張ることのできない人がいること、茫然自失でどう頑張ればよいのかわからない人がいることを皆さんの頭の片隅にでも置いていただけると幸いである。

(たけだ まさお)

## 農林金融2011年6月号

## 転換点に立つ日本農業と自立・再生の方向

(篤谷栄一)

日本農業は、大震災・原発事故、TPP、食料需給逼迫基調への転換という三つの巨大な波に翻弄され、再生か衰退かの分岐点に立たされている。

大震災・原発事故は小規模分散型の経済と極力自給していくことの重要性、TPPは行き過ぎた貿易自由化のバランスを取り戻し食料安全保障の確保を図っていくことの重要性、食料需給逼迫基調への転換は食料安全保障と持続性の高い農業へのシフトの必然性、を示唆しているといえる。

これを踏まえての日本農業の方向性は、①水田の畜産的利用拡大と米麦・大豆等による輪作推進、②農業政策と地域・環境・エネルギー政策の一体化、③集落営農の「社会的協同経営体」としての活動展開、④安全・安心の徹底、⑤都市・農村の交流、が柱となる。

## 国産材流通と森林組合連合会のコーディネート機能

(秋山孝臣)

森林組合系統が中心のひとつを担ってきた国産材流通システムは、従来多段階で複雑な構造による効率性の低さが指摘されていたが、近年変化の兆しが見られる。一方、各府県森林組合連合会の木材共販(共同販売)は、共販所数、木材取扱高ともに減少傾向にある。共販所を通さない山元から大規模加工場への直送が増えており、各府県森連の国産材流通における役割変化が起きようとしている。

このような動きのなかで、川下のニーズに合わせて、川上の供給を取りまとめるコーディネーターの役割が重要になってきており、森林組合系統においては、森林組合連合会がその役割を果たそうとしている。本論は事例紹介を行いつつ、コーディネート機能の概要や課題について論じている。

## 農林金融2011年7月号

## 変貌するアフリカ・中東の食料需給

(清水徹朗)

アフリカの人口は急増しており、内戦や干ばつにより食料難がたびたび発生するなど、アフリカ経済は90年代まで停滞していたが、2000年頃より回復してきている。

アフリカ、中東の穀物生産量は増加したが、人口増加、都市化の進展、飼料需要の増大により穀物輸入量が増大しており、世界の穀物輸入に占めるアフリカの割合は17.3%、中東の割合は16.1%になっている。

世界の穀物貿易においてアフリカ・中東地域は大きな影響力を持っており、注視する必要がある。また、これらの地域の経済発展、政治・社会の安定にとって農業・食料は重要であり、今後、日本の対アフリカ・中東援助において食料・農業分野を強化していく必要がある。

## モザンビークのキャッサバ転換

(平澤明彦)

アフリカの重要な食料であるキャッサバ(芋)の商品化と加工・原料化の動きについて、東海岸のモザンビークを例に紹介する。

キャッサバはモザンビークの主要な食料であり、近年は供給余力が増した。穀物の干ばつリスク拡大と、輸入食料価格の上昇により、キャッサバの重要性は高まっている。しかし輸送事情が悪く、キャッサバは都市で蔑視されているため穀物の代替には至っていない。

首都マプトに近いイニャンバネ州では、マプト向けの販売が増え、小規模加工場が設立されたほか、隣国の澱粉製造会社からの現地買い付けが始まり、外国のビール醸造会社、国内飼料メーカー、製パン業界なども原料使用の計画や構想を有している。

## 農林金融2011年6月号

### 持続可能な漁業と安全・安心な漁村づくり

(鴻巣 正)

漁業・漁村は、東日本大震災と「平成の開国」問題という二つの大きな危機に直面している。

日本の漁業は、零細な漁家を中心に撤退を余儀なくされてきたが、持続可能性の確保がポイントとなる。2011年度から資源管理・漁業所得補償制度がスタートし安定的な制度としての第一歩を踏み出した。

東日本大震災では、被災地の多くの漁村が壊滅的被害を受け、尊い命が失われた。漁業・漁村の再生に向けて、持続可能な漁業と安全・安心な漁村づくりが大きなテーマになる。漁業は、行き過ぎた市場原理主義にはなじまないものであり、むしろ持続可能な水産資源の利用や地域社会の維持に重点を置くべきである。さらに、漁村の安全・安心を支えるのは、人々の絆を大切にする組織であり、集落や協同組合の役割が一層重要になる。

## 農林金融2011年7月号

### アフリカ穀物自給への道とアジアからの示唆

(阮 蔚)

アジアの次の成長地域としてアフリカへの関心が高まっている。アフリカは豊富な資源と広大な土地を持ち、半世紀前から期待されながら経済離陸できていない。穀物生産の伸びが人口増加率に追いつけず、「マルサスの罠」から抜け出せていないためだ。「緑の革命」によって食糧自給を達成した後、高成長したアジアとは好対照である。

アフリカは耕地面積など農業の潜在力は高いが、政治混乱や市場開放による安価な穀物の流入、インフラ投資の不足が農業発展の制約となっている。食糧の輸入依存が食品価格の上昇を招き、社会、経済を不安定にしている面もある。食糧自給こそアフリカの政治安定、経済成長への道である。アフリカ農業の問題点を分析したうえで、今後のアフリカの穀物増産のあり方を検討したい。

## 金融市場

### 2011年6月号

**潮流** バイオマス活用の再評価

**情勢判断**

サプライチェーン復旧が握る国内景気の本格回復時期

**情勢判断(海外経済金融)**

- 1 軟調な経済指標、米国の緩和政策は長期化へ
- 2 堅調な経済回復に転じた中東欧諸国
- 3 2011年4月の中国経済・金融情勢

**2011～12年度改訂経済見通し**

**今月の焦点**

再生可能エネルギーの現状

**分析レポート**

- 1 太陽光発電普及政策における金融機関の役割と問題点
- 2 阪神・淡路大震災に見る住宅再建に向けた金融支援

**連載**

- 1 経済指標の窓 海外経済指標③  
購買担当者指数
- 2 経済金融用語の基礎知識  
金の知識

### 2011年7月号

**潮流** GSE問題とアメリカの農業金融

**情勢判断**

- 1 持ち直しの動きが強まりつつある国内景気
- 2 2011～12年度改訂経済見通し  
(2次QE後の改訂)

**情勢判断(海外経済金融)**

- 1 回復の勢いが一時停滞する米国経済
- 2 ギリシャ支援策の失敗
- 3 中国の経済・金融情勢

**今月の焦点**

耐久消費財の販売・出荷動向と当面の注目点

**分析レポート**

- 1 注目されるESG投資
- 2 米国の財政問題
- 3 四川汶川大震災後の復興を振り返って

**連載**

- 1 経済指標の窓 海外経済指標④  
米住宅着工件数(Housing Starts)
- 2 経済金融用語の基礎知識  
IMFの役割

**海外の話題**

食の街香港に吹く風評

## 都市農業の役割

農 夫 井上秀一

神奈川県川崎市で、農家の長男として生まれ、学生時代は、家業の植木生産を手伝い、就農してから数年間、JAセレサ川崎青年部の先輩の勧めで、ハウスメーカーの建売等の庭づくりやブロック・レンガ積み等外構工事をしてきました。この経験を生かし、自分で生産した植木を直接庭づくりに使っていただけると、考えていました。

しかし、自分が31歳の時、父がくも膜下出血で倒れ、畑をほぼ一人で管理していくことと、庭木が売れなくなってきたこともあり、畑の植木の約3分の2を伐採し、野菜・果物を作ることで、管理と収益を上げることにしました。

まず考えたのは果樹で、住宅が近くにあるので、なるべく薬を使わない物と思い、キウイ、ブドウに。キウイは、直売ですぐ食べられるよう、樹上で完熟するイエロージョイ、ブドウは作りやすいとされる<sup>ふじみのり</sup>藤稔を選びました。野菜も当然素人なので、作りやすいものからチャレンジしてみました。

しかし、1年目は果樹、野菜に対する施肥や間引き、管理の時期がわからず、思ったような収量は得られませんでした。2年目は、JA青年部の先輩や、栽培経験のある叔父に育て方のコツを、教えてもらい、なんとか、自宅前の直売所で販売することができました。

しかし、その売上げは以前の植木業のようにはいかず、次の年は、野菜の種類を増やし、収穫時期をずらして直売で売りやすくしてみました。年々売上げは、多くなってきているのですが、それでも考えていた程ではなく、農業の難しさを実感していました。

この頃には、子供もだいぶ手が離れて、妻も手伝ってくれるようになりましたが、管理面で手が回らない所が出ていました。そんな

折、親戚の叔父から、川崎市ふれあい農園の話の話を聞きました。

それは、いわゆる体験型農園で、市民農園とは違い、区画貸しではなく、農家の指示で植付け、収穫等を体験してもらい、直接栽培指導をするものでした。実際に叔父が運営している農園に作業風景を見学に行き驚きました。特に指示する訳でもなく、個々に役割が出来ていて、まるで農家家族のように作業をしていました。これは特に決めた訳では無く、自然と形が出来たそうです。そこに、これからの都市農業を見た気がしました。すぐに、川崎市農業振興センターに行き、開設の手続きをはじめました。

農具の準備では、予算内でどれだけの物が準備出来るか、初めて扱う人でも使いやすいか、数はどれぐらい必要か、水道を新設できるか等、見積もりを出すのも、あまり体験したことのない事だったので勉強になりました。

無事に、開園できましたが、農業振興センター指導員さんのご協力がなければ、かなり難しく、毎回の作業や農園利用者さんからの質問等もサポートして頂けるので、大変心強い限りです。

これは、ふれあい農園を始めてみて気が付いた事ですが、肥料代や苗・種代、耕運機等の燃料代、消耗品が意外にかかることです。出来るだけ良い苗・種と思うのですが、予算上限界が有り、1年目はかなり厳しい状況になりそうです。

このような状況なので、補助金は開設時だけではなく、できれば2年目以降もあると助かります。まだ、始まったばかりなので、戸惑うことも有りますが、自分自身勉強しながら、共に学んでいきたいと思えます。

(いのうえ しゅういち)

---

農中総研 調査と情報 | 2011年7月号(第25号)

---

編集・発行 **農林中金総合研究所**  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12  
Tel.03-3233-7775 Fax.03-3233-7791  
URL:<http://www.nochuri.co.jp>  
E-mail:[suzukiemiko@nochuri.co.jp](mailto:suzukiemiko@nochuri.co.jp)